

継続審査中の請願・陳情について（議会運営委員会）

区議会事務局 令和8年6月22日

件名	委員会審査の経過	備考
1 請願・陳情の件名 5 陳情第65号 江東区議会棟喫煙専用室の廃止に関する陳情 2 請願・陳情の趣旨 江東区議会棟喫煙専用室を廃止してください 3 請願・陳情の受理年月日 令和5年6月20日	1 審査経過 令和5年10月16日 令和5年12月14日 令和6年3月13日 令和6年6月19日 令和6年10月11日 令和6年12月6日 令和7年3月12日 令和7年6月26日 令和7年10月10日 令和7年12月9日 令和8年3月12日 2 審査概要 事務局から以下のとおり説明を行い、継続審査となっている。 議会棟は健康増進法に定める第二種の施設に分類され、屋内に完全に分煙化された喫煙専用室を設けることができることとなっている。 また、令和7年10月に喫煙室の排煙能力の調査を行い、厚生労働省が示すガイドラインの基準を満たしていることを確認し、今後も定期的に調査を実施することとした。加えて、喫煙室内にマナー啓発のための簡単なポスターを掲示した。	

継続審査中の請願・陳情について（議会運営委員会）

区議会事務局 令和8年6月22日

件 名	委 員 会 審 査 の 経 過	備 考
1 請願・陳情の件名 6 陳情第46号の3 セクシャルマイノリティの人権推進に係わる陳情 2 請願・陳情の趣旨 下記の事項について、区議会でご組んでください。 SOGI（性自認・性的指向）に関わる知識習得とセクシャルマイノリティ区民の人権推進の在り方を学ぶ研修を、区議会主催で開催し全議員が受講すること 3 請願・陳情の受理年月日 令和6年9月10日	1 審査経過 令和6年10月11日 令和6年12月6日 令和7年3月12日 令和7年6月26日 令和7年10月10日 令和7年12月9日 令和8年3月12日 2 審査概要 事務局から以下のとおり説明を行い、継続審査となっている。 区議会主催の議員研修としては、令和5年度から7年度まで、議員の倫理意識向上に向けた研修を実施した。本区議会主催ではない研修については、案内を配付するなどして周知を行っている。区議会主体の研修実施については、内容その他について議会内で協議し決定する。	

継続審査中の請願・陳情について（議会運営委員会）

区議会事務局 令和8年6月22日

件 名	委 員 会 審 査 の 経 過	備 考
1 請願・陳情の件名 7 陳情第18号 公選法違反で有罪判決が出た星野博、米沢和裕、西垣誠区議の辞職勧告を求める陳情 2 請願・陳情の趣旨 星野博、米沢和裕、西垣誠区議に、直ちに議員辞職するよう勧告してください。 3 請願・陳情の受理年月日 令和7年4月25日	1 審査経過 令和7年6月26日 令和7年10月10日 令和7年12月9日 令和8年3月12日 2 審査概要 事務局から以下のとおり説明を行い、継続審査となっている。 3名の議員については、令和8年3月12日現在、東京高等裁判所にて公判、控訴審が行われていた。 なお、同3名の議員に対しては、令和6年第1回定例会において、辞職勧告決議の議員提出議案を提出し、可決されている。	

継続審査中の請願・陳情について（議会運営委員会）

区議会事務局 令和8年6月22日

件名	委員会審査の経過	備考
1 請願・陳情の件名 7 陳情第44号の2 排煙能力を強化した議会棟の喫煙室の存続及び徹底した分煙社会の実現に関する陳情 2 請願・陳情の趣旨 公金を支出し排煙能力を強化した議会棟の喫煙室を存続させること 3 請願・陳情の受理年月日 令和7年9月5日	1 審査経過 令和7年10月10日 令和7年12月9日 令和8年3月12日 2 審査概要 事務局から以下のとおり説明を行い、継続審査となっている。 議会棟は健康増進法に定める第二種の施設に分類され、屋内に完全に分煙化された喫煙専用室を設けることができることとなっている。 また、令和7年10月に喫煙室の排煙能力の調査を行い、厚生労働省が示すガイドラインの基準を満たしていることを確認し、今後も定期的に調査を実施することとした。加えて、喫煙室内にマナー啓発のための簡単なポスターを掲示した。	

継続審査中の請願・陳情について（議会運営委員会）

区議会事務局 令和8年6月22日

件 名	委 員 会 審 査 の 経 過	備 考
1 請願・陳情の件名 7 陳情第74号 請願・陳情における要件の改変を求める陳情 2 請願・陳情の趣旨 請願・陳情に関する下記の事項について、区議会として取り組んでください。 (1)「理由」に図表を記入すること や、請願（陳情）書以外の資料の添付を可能にすること (2)請願（陳情）書の字数制限を撤廃すること (3)直接提出、郵送、メール等、様々な提出手段を確保すること (4)委員会において、陳情者が趣旨説明を行うことを可能とすること 3 請願・陳情の受理年月日 令和7年12月9日	1 審査経過 令和8年3月12日 2 審査概要 事務局から以下のとおり説明を行い、継続審査となっている。 趣旨1の図表、資料の添付を可能にすることについては、請願・陳情取扱要綱第2条の(1)から(7)において、請願書の記載内容を定めている。また、第2条第2項において、請願書に記載する文字数を定めていることから、文字による提出を求めている。 趣旨2の字数制限を撤廃することについては、趣旨及び理由を簡潔にまとめてもらうため、請願・陳情取扱要綱第2条第2項において、おおむね2,000字以内とするものとする規定している。 趣旨3の様々な提出方法を求めていることについては、請願・陳情書は文書による提出としているが、地方自治法の改正に伴い、議会制度のあり方検討会において、オンライン申請等の検討を進めているところである。 趣旨4の委員長や区議に対し趣旨説明を行うことについては、陳情者自らが委員会に出席し、説明を述べることは規定されていないが、委員会条例第27条の2により、委員会において参考人の出席を求めることは可能となっている。また、陳情者が個別に各議員へ説明を行うことは可能となっている。	